

本号で公布された条例のあらまし

本多静六博士奨学資金貸与条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十六号）（森づくり課）

一 趣旨

学校教育法の一部改正に伴い、専修学校の専門課程に専攻科を置くことができると規定されたことを踏まえ、奨学生の定義に専攻科を加えるための改正

二 内容

本多静六博士奨学資金の奨学生に専修学校の専攻科に在学する者を加える

三 施行期日

令和八年四月一日